

○天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付要領

平成30年10月15日（建築課長決裁）

平成31年3月12日（建築課長決裁）

令和元年10月15日（建築課長決裁）

令和3年3月2日（建築課長決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、地震発生時における人身事故の防止および避難経路の確保を目的として、危険なブロック塀等の撤去及び改修を実施する者に対し、予算の範囲内で天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、天草市補助金等交付規則（平成18年天草市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において使用する用語の定義は、次に掲げるところによる。

(1) 避難路 天草市耐震改修促進計画に避難路として位置付けた次に掲げる道路をいう。

ア 国道、県道、市道、及び市が管理する道

イ 住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る経路（通学路を含む。）

(2) ブロック塀等 ブロック塀、石積塀、レンガ塀その他市長が認めるものをいう。

(3) 危険なブロック塀等 次に掲げる要件全てに該当するものをいう。

ア 当該ブロック塀等が面する道路面からの高さが80cm以上のもの

イ 当該ブロック塀等自体の高さが60cm以上のもの

ウ 市長が、点検表（コンクリートブロック塀においては様式第4-1号、組石造の塀においては様式第4-2号）に基づき点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの

(4) 地震に対して安全な塀等 熊本県作成の「民間所有ブロック塀の安全への対応マニュアル」内の「1 塀の基準」によるブロック塀、金属製フェンス又は生垣等をいう。

(5) 危険なブロック塀等の改修 既存の危険なブロック塀等を撤去後に地震に対して安全な塀等を設置する工事をいう。

（補助金交付対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 避難路に面する危険なブロック塀等を所有する者（市長が認めるものを含む。）とする。

(2) 市税を滞納していない者

（補助対象経費及び補助金の額等）

第4条 補助事業の対象となる経費及び補助金の額等は、別表に定めるとおりとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業実施前に、天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 補助対象事業実施計画書（様式第2号）

(2) 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類（住民票・運転免許証など）の写し（申請が個人の場合に限る。）

(3) 補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し

(4) 位置図、現況写真

(5) 市税等納付状況調査同意書（様式第21号）

(6) 危険なブロック塀等の撤去又は改修を実施する敷地の権利関係を明らかにする書類（登記事項証明書又は固定資産証明書など）

(7) 補助事業を行おうとする土地の所有権及び建築物の所有を目的とする地上権等、

危険なブロック塀等の撤去又は改修に関する承諾が必要となる権利を有する者がいる場合は、補助事業の実施に係る承諾書（様式第3号）

(8) 危険なブロック塀等の構造、延長、高さを記入した現況図

(9) ブロック塀等の点検表（補強コンクリートブロックの場合は、様式第4-1号。組積造の塀の場合は、様式4-2号）

(10) 撤去計画図等の撤去範囲が分かる図面

(11) 改修内容を示す設計図面、仕様書等（危険なブロック塀等の改修を実施するものに限る。）

(12) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に定める道路（以下「みなし道路」という。）内にあるブロック塀等に該当する場合は、誓約書（様式第20号）

(13) 手続きを別の者に委任する場合は、委任状（様式第5号）

(14) その他市長が必要と認める書類

2 前項により提出する関係書類のうち、市長が特に必要がないと認めるものは、省略することができる。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（契約締結及び事業着手）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による交付決定の通知を受けた後、補助事業に関する契約を締結し、補助事業に着手するものとする。

（変更申請）

第8条 補助事業者は、第5条の規定による通知を受けた後、補助金の交付決定額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付変更承認申請書（様式第7号）に変更の内容の分かる書類を添えて市長に提出し、市長の承認を得るものとする。

2 市長は、提出された前項の申請書の内容を審査し、その結果を天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付決定変更承認（不承認）通知書（様式第8号）により補助事業者に通ずるものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金事業中止（廃止）届（様式第9号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による中止の届出があった場合において、補助事業が適切に遂行されず完了が困難と認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

3 市長は、第1項の規定による廃止の届出があった場合において、補助事業を完了することができないと認めるときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

（完了期日の変更）

第10条 補助事業者は、補助事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないと予想されるときは、速やかに完了期日変更報告書（様式第10号）により市長に報告し、その指示を受けるものとする。

（補助事業の遂行）

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を遂行するものとする。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し市長の要請があったときは、速やかに市長に報告するものとする。

(遂行命令)

第13条 市長は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い適切に遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業を適切に遂行すべきことを命ずることができる。

(完了実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金完了実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象事業に係る契約書等の写し
- (2) 工事写真(工程毎)
- (3) 完成写真(遠景・近景)
- (4) その他市長が必要と認める写真

2 前項の実績報告書は、当該工事の完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月15日(その日が休日に当たるときは、その前日における休日でない日)のいずれか早い日までに提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による完了実績報告を受けた場合においては、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、相当と認めるときは補助金の額を確定し、天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付確定通知書(様式第12号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第16条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、前条の規定による補助金交付確定通知を受けた後に、天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付請求書(様式第13号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 実施した事業に係る補助事業者宛ての請求書の写し
- (2) 実施した事業の費用に係る領収書の写し

2 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。第15条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

- (1) 虚偽その他の不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、第9条第2項及び第3項又は前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第14号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金返還命令書(様式第15号)により期限を定めてその返還を命ずることができる。

(関係書類の管理等)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

2 補助事業者は、市長が必要と認め指示するときは、前項の書類を提示するものとする。

(完了後の報告等)

第20条 市長は、補助事業完了後において、補助の目的を達成するため必要があると

きは、補助事業に係る塀等について調査し、又は施行者に対して報告を求めることができる。

(代理受領)

第21条 補助事業者は、代理受領により補助金の交付を受けようとするときは、第4条の規定による補助金交付申請書又は第13条の規定による事業完了実績報告書を市長に提出する際に、代理受領委任状(様式第16号)を市長に提出するものとする。

(代理受領の変更)

第22条 補助事業者は、代理受領の内容を変更するときは、速やかに代理受領変更届(様式第17号)を市長に提出するものとする。

2 補助事業者は、代理受領を中止しようとするときは、速やかに代理受領中止届(様式第18号)を市長に提出するものとする。

(規定の準用)

第23条 第21条の申請があった場合、次に掲げる事項については、第16条から第18条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「補助事業者」とあるのは「代理受領者」と読み替え、「補助金交付請求書」とあるのは「代理受領補助金交付請求書(様式第19号)」と読み替える。

- (1) 補助金の請求及び交付
- (2) 補助金の交付決定の取消し
- (3) 補助金の返還

2 前項の規定により提出する代理受領補助金交付請求書には、次に掲げる書類を添えることとする。

- (1) 実施した事業に係る補助事業者宛ての請求書
- (2) 実施した事業の費用から補助金額を差し引いた額の領収書の写し

(補則)

第24条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成30年10月15日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表1(第3条)

補助事業の対象となる経費 (補助対象経費)	避難路に面する危険なブロック塀等の撤去工事に要する費用	地震に対して安全な塀等の設置工事に要する費用
補助率	補助対象事業費の3分の2以内	
補助限度額	20万円又は撤去するブロック塀等の長さに1万2千円を乗じて得た額のいずれか低い方の額	10万円又は撤去するブロック塀等の長さに1万5千円を乗じて得た額のいずれか低い方の額
その他の事項	1 他の補助事業と重複していないこと。 2 補助金の額に千円未満の額が生じた場合は、これを切り捨てる。 3 危険なブロック塀等の一部を残存させる場合は、当該部分自体の高さは40cm以下とし、当該部分には塀等を設置しないこと。 4 みなし道路の道路後退線内にあるブロック塀等は全て撤去すること。 5 危険なブロック塀等の撤去後に塀等を設置する場合は、みなし道路の道路後退線内には設置しないこと。	